

既存住宅における高断熱窓導入促進事業

よくある質問Q&A

平成 29 年 10 月

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

《目次》

1. 助成金制度について	1
Q.101 国や他の自治体等の助成金との併用は可能ですか?	1
Q.102 予算 24.75 億円に対し、申請の時点でその額を超えた場合、その時点で 受付は終了になりますか?	1
Q.103 交付申請は、どの程度の件数を想定されていますか?	1
Q.104 既に高断熱窓の改修工事が完了しているのですが、申請は認められます か?	1
Q.105 集合住宅（全体）で申請する場合、上限額はどうなりますか?	2
Q.106 交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか?	2
Q.107 リース契約ではなく、ローンやクレジット契約で購入した場合は、助成 の対象になりますか?	2
2. 助成対象住宅について	3
Q.201 一戸建の二世帯住宅、三世帯住宅の住宅区分は「戸建住宅」ですか、「集 合住宅」ですか?	3
Q.202 高断熱窓を設置する住宅は、居住する夫婦の共同名義ですが、助成金の 申請者(高断熱窓を設置する既存住宅の所有者)は夫だけでいいでしょうか。	4
Q.203 都民ですが都外にも所有する住宅があります。この都外の住宅に高断熱 窓を導入した場合、助成の対象になりますか?	4
Q.204 他県に住んでいますが都内に賃貸マンションを所有しています。この賃 貸マンションに高断熱窓を導入した場合、助成の対象になりますか?	4
Q.205 マンション共用廊下部分の高断熱窓を改修する場合は、対象となります か?	4
Q.206 分譲マンションに住んでいますが、部屋の窓ガラスを二重窓に改修する 場合は、対象となりますか?	4
Q.207 個人又は法人が所有する賃貸住宅に高断熱窓を設置する場合、助成対象 となりますか?	5
Q.208 個人又は法人が所有する社宅や寮に高断熱窓を設置する場合、助成対象 となりますか?	5
Q.209 半年前に建てた住宅に高断熱窓を設置したいのですが、対象となります か?	5
Q.210 店舗や事務所等との併用住宅は対象となりますか?	5
Q.211 リフォームで部屋を増改築し、高断熱窓を設置するのですが対象となり	

ますか？	5
Q.212 古い住宅ですが、築年数に制限はありますか？	6
Q.213 未登記の住宅は対象になりますか？	6
3. 高断熱窓について	6
Q.301 中古品は対象となりますか？	6
Q.302 助成対象経費は材料費とありますが、これは定価、見積額どちらでしょうか？	6
Q.303 助成金の交付を受けた後、助成対象住宅から転出する場合、管理はどうなりますか？	6
Q.304 助成対象となる高断熱窓に該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？	7
Q.305 改修を予定している1居室に、既に高断熱窓となっている窓が一部あります。この窓も改修しなければいけませんか？	7
Q.306 改修を予定している窓が、過去に他の補助金を受けています。改修しても良いですか？	7
Q.307 シャッターと一体で高断熱窓を設置したいのですが、シャッターは対象となりますか？	8
4. 申請方法について	8
Q.401 管理組合の理事長は、管理会社の人を選任していますが、助成金の申請はできますか？	8
Q.402 管理組合で申請します。助成金の振り込み先口座は管理組合理事長の個人口座でもよいですか？	9
Q.403 既存住宅の購入とあわせて高断熱窓を導入するのですが、対象となりますか？	9
Q.404 実施計画書等については、何を記載すればよいでしょうか？	9
Q.405 申請書類の提出方法を教えてください。	9
Q.406 申請書が複数ある場合、1つの封筒に複数の申請書を入れて郵送してもよいですか？	9
Q.407 交付申請の審査状況について教えていただけますか？	10
Q.408 申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか？	10
Q.409 契約当事者（施工業者）以外が手続代行者になることは可能でしょうか？	10
Q.410 助成金振込先として、気を付ける点はありますか？	10
Q.411 申請書に記載するガラスや窓のサイズは、どの部分を測れば良いですか？	10
Q.412 ガラスを発注する際に採寸し直したところ、交付申請書に記載したガラ	

する予定です。販売業者が助成金の申請をすることは可能ですか？17

7. その他 17

Q.701 施工業者は、東京都内の業者を選ばなければいけませんか？17

Q.702 国補助のようにエネルギー計算は必要ですか？17

1. 助成金制度について

Q.101 国や他の自治体等の助成金との併用は可能ですか？

A.101

国や他の自治体等の補助金との併用は可能です。

ただし、本事業以外で都若しくは公社、又は区市町村が実施する都の資金を原資とした補助で、本事業の助成対象経費が重複するものは、併用できません。

※ なお、国や他の自治体等の補助金側に制限がある場合もありますので、国や他の自治体等の補助金担当窓口へ併給できるかご確認ください。

※ 「空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱」に基づいて区市町村から交付される補助金は併用できません。(区市町村によって補助金の名称は異なる場合がありますのでご注意ください。)

Q.102 予算 24.75 億円に対し、申請の時点でその額を超えた場合、その時点で受付は終了になりますか？

A.102

公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。

予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。なお、予算の範囲を超える見込みであると判断される場合には、クール・ネット東京のホームページにて、事前にその旨をお知らせいたします。

Q.103 交付申請は、どの程度の件数を想定されていますか？

A.103

標準的なケースで約 33,000 件を想定しています。

Q.104 既に高断熱窓の改修工事が完了しているのですが、申請は認められますか？

A.104

本事業は、事前申請制をとっていますので、事後申請は原則認められません。

(交付決定を受けた後に、契約締結及び工事を行っていただくこととなります。)

ただし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までに契約締結した案件(工事が完了していても可)に限り、平成 29 年 11 月 30 日(必着)までに交付申請書を提出していただければ、受け付けいたします。

Q.105 集合住宅（全体）で申請する場合、上限額はどのようになりますか？

A.105

上限額は、1住戸50万円となります。

複数戸を改修する場合でも、1住戸ごとに助成金交付予定額を算出し、各住戸の合計額が助成金交付申請予定額となります。

※ 上限額は、住戸数×50万円ではありませんので、注意してください。

（例）〇〇マンション5戸を改修する場合

住戸	助成対象経費の1/6の額	上限額	単住戸算定額
A	70万円	50万円	50万円
B	60万円		50万円
C	60万円		50万円
D	40万円		40万円
E	30万円		30万円
合計			220万円

〇〇マンション助成金交付申請予定額⇒220万円

Q.106 交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか？

A.106

必要に応じて行う場合があります。

もし、現地調査を行う場合は、ご協力をお願いいたします。

Q.107 リース契約ではなく、ローンやクレジット契約で購入した場合は、助成の対象になりますか？

A.107

高断熱窓の所有権が助成対象者にある場合に限り、助成対象となります。

（所有権がクレジット会社等に留保されている場合は、クレジット会社等に助成します。）

※ 高断熱窓の改修工事契約の請負業者が発行した領収書が必要です。

※ 交付申請時に「個別クレジット契約による助成金に関する取決書」（参考様式5）を提出してください。

※ クレジット会社等が助成対象となる場合は、助成金相当分が減額されていることを明らかにする計算書を提出していただきます。

2. 助成対象住宅について

Q.201 一戸建の二世帯住宅、三世帯住宅の住宅区分は「戸建住宅」ですか、「集合住宅」ですか？

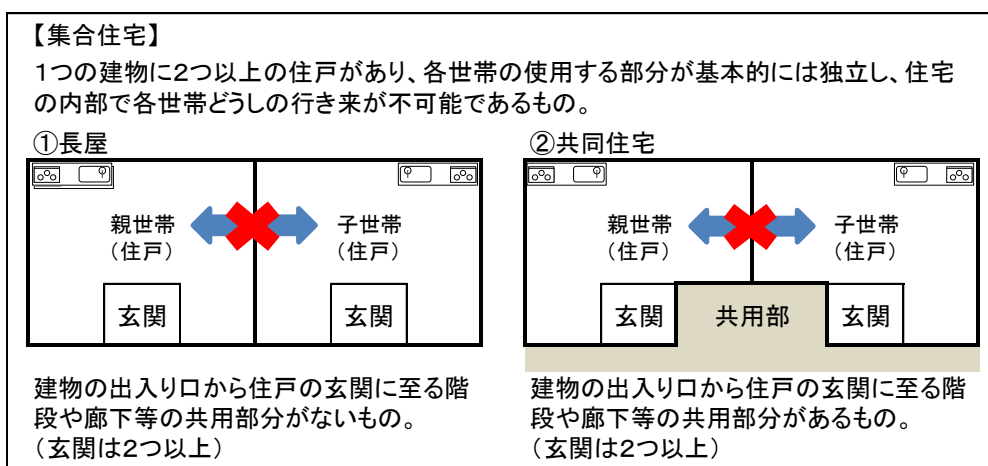
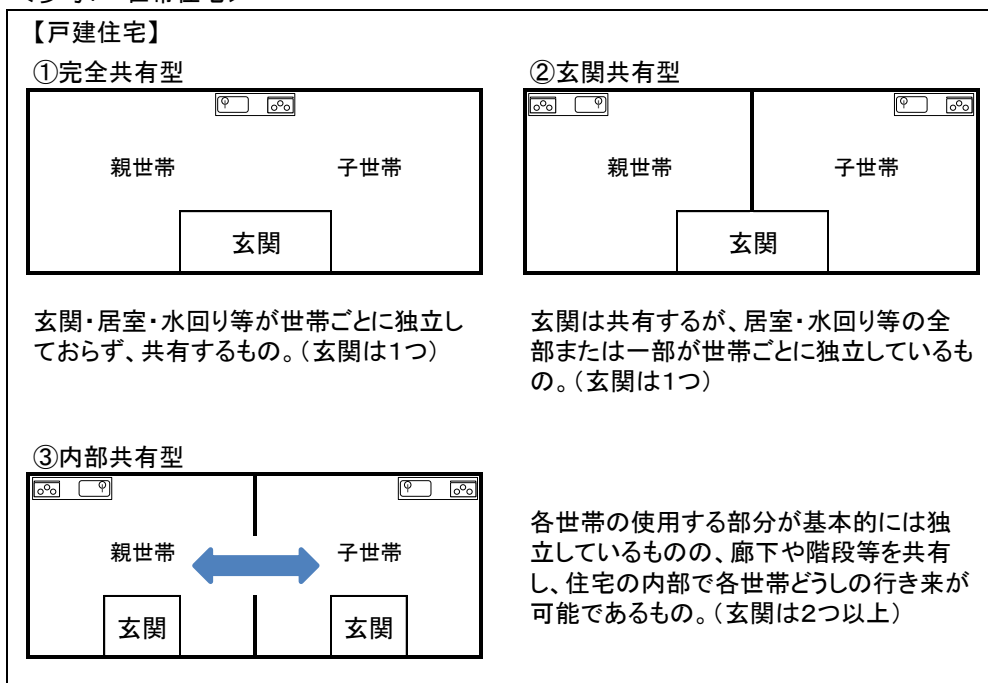
A.201

各世帯どうしが住宅の内部で容易に行き来できる構造となっている場合は、「戸建住宅」となります。各世帯どうしが行き来できず独立した住戸となっている場合は、「集合住宅」として申請してください。

各戸が区分登記されていれば、各戸の所有者が申請してください。（各戸が区分登記されていない場合は、1世帯として住宅の所有者が申請してください。）

判断が困難な場合は、公社に別途ご相談ください。

<参考：二世帯住宅>



Q.202 高断熱窓を設置する住宅は、居住する夫婦の共同名義ですが、助成金の申請者（高断熱窓を設置する既存住宅の所有者）は夫だけでいいでしょうか。

A.202

ご夫婦のどちらか一方が助成対象者となっていただき、共有者の方と連名で申請してください。

助成対象住宅の所有権を持つ方が複数名存在する場合は、代表者1名を助成対象者としていただき、共有者と連名で申請してください。

※ 助成対象者となる方の共有持分は問いません。

※ 助成対象となる改修工事等の契約者は助成対象者と一致している必要がありますので、ご契約の際は、ご注意ください。

Q.203 都民ですが都外にも所有する住宅があります。この都外の住宅に高断熱窓を導入した場合、助成の対象になりますか？

A.203

本事業の対象にはなりません。

本事業では、都内にある住宅に導入されたものが助成対象となります。

Q.204 他県に住んでいますが都内に賃貸マンションを所有しています。この賃貸マンションに高断熱窓を導入した場合、助成の対象になりますか？

A.204

本事業の対象になります。

本事業では、都内にある住宅に導入されたものが助成対象となります。

Q.205 マンション共用廊下部分の高断熱窓を改修する場合は、対象となりますか？

A.205

対象になりません。

Q.206 分譲マンションに住んでいますが、部屋の窓ガラスを二重窓に改修する場合は、対象となりますか？

A.206

窓ガラスや外窓の交換は、区分所有法で共用部と見なされている部分の改修に当たりますので、管理規約等で個人による改修が認められていれば、対象となります。（交付申請の際に、管理規約等の提出が必要です。）

※ 管理規約等で個人による共用部の改修が認められていない場合は、管理組合が行う申請の対象となります。この場合、管理組合総会等での承認決議が必要となりますので、ご注意ください。

＜参考＞ ガラス・外窓の交換⇒共用部の改修
内窓の取付け ⇒専用部の改修

Q.207 個人又は法人が所有する賃貸住宅に高断熱窓を設置する場合、助成対象となりますか？

A.207

助成対象となります。

賃貸住宅の所有者が助成対象者として申請してください。

Q.208 個人又は法人が所有する社宅や寮に高断熱窓を設置する場合、助成対象となりますか？

A.208

助成対象となります。

社宅や寮の建物所有者が助成対象者として申請してください。

Q.209 半年前に建てた住宅に高断熱窓を設置したいのですが、対象となりますか？

A.209

住宅に入居済みであれば、助成対象となります。（未入居の場合は、対象外となります。）1日でも居住された実績があれば、「既存住宅」として扱います。

Q.210 店舗や事務所等との併用住宅は対象となりますか？

A.210

住居部分で行う改修が対象となります。

本事業は「住宅」に対する助成となりますので、住居部分と店舗・事務所等の部分を明確に分けた上で、住居部分にかかる改修を助成対象経費として申請してください。

なお、1つの部屋を店舗用と居住用の2つの用途で兼用している場合、その部屋は対象外となります。

Q.211 リフォームで部屋を増改築し、高断熱窓を設置するのですが対象となりますか？

A.211

既存住宅を改築又は増築する場合、その居室も対象となります。(建替えや別棟の建設は対象となりません。)

※ なおこの場合、交付申請時に提出する平面図は、増改築前と増改築後(予定)の2種類を提出してください。

※ 建物の増改築により窓の数や位置が変わったとしても、新たに助成対象となる高断熱窓を設置されれば対象となります。

Q.212 古い住宅ですが、築年数に制限はありますか？

A.212

特に築年数の制限は設けておりません。

ただし、本助成金を受けて設置する高断熱窓は、法定耐用年数の期間(10年間)まで維持・管理していただく必要がありますのでご注意ください。

Q.213 未登記の住宅は対象になりますか？

A.213

建物表題登記をしていない住宅は、対象になりません。

3. 高断熱窓について

Q.301 中古品は対象となりますか？

A.301

中古品は助成対象となりません。

Q.302 助成対象経費は材料費とありますが、これは定価、見積額どちらでしょうか？

A.302

見積額です。

助成事業の実績報告時に領収書の写しを提出していただきます。

Q.303 助成金の交付を受けた後、助成対象住宅から転出する場合、管理はどうなりますか？

A.303

本事業は、高断熱窓について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40

年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数である 10 年が経過するまでの期間内において、保有義務を含む善管注意義務があります。その間に、転出等に伴い、高断熱窓の所有者が変わる場合には、事前に「所有者変更承認申請書(別記第 13 号様式)」を公社に提出し、承認を得る必要があります。なお、所有者変更により、助成金交付の条件等の義務は全て新たな所有者に移転することになります。

Q.304 助成対象となる高断熱窓に該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？

A.304

一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)のホームページに掲載されていますので、そちらで検索してください。

➤ ホームページ <https://sii.or.jp/material29/search>

※ 助成対象製品は、経済産業省の「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(断熱リノベ)」において、執行団体である一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象製品として登録されている窓及びガラスとなります。

Q.305 改修を予定している1居室に、既に高断熱窓となっている窓が一部あります。この窓も改修しなければいけませんか？

A.305

既に設置されている窓が一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)の「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(断熱リノベ)」に登録されている高断熱窓であれば、改修不要です。(登録されていない場合は、改修の対象となります。)

※ 改修不要となる高断熱窓が既に設置されている場合は、次の資料を交付申請時に提出してください。

- 該当する製品のカタログの写し
- 該当する製品がSIIで登録されている番号を示す書類
- 該当する製品が設置されている場所を示す平面図・立面図
- 該当する製品の設置状況を示す写真

Q.306 改修を予定している窓が、過去に他の補助金を受けています。改修しても良いですか？

A.306

改修を予定している窓が過去に補助金を受けて設置されている場合、補助金交付の際に処分制限等の条件が付されている場合がありますので、当該補助金の担当窓口

必ず確認してください。

Q.307 シャッターと一体で高断熱窓を設置したいのですが、シャッターは対象となりますか？

A.307

シャッターや雨戸・網戸、防犯用の格子や飾り格子等の窓付属部材は対象となりません。シャッターの部分と高断熱窓の部分の費用（材料費及び工事費）を分けて見積もりをとってください。

なお、見積もりで分けられない場合は、按分等をして算出してください。

（算出に当たり、計算根拠となる算出内訳書（計算書）を必ず添付してください。）

※ 助成対象外となる部位との共通経費（運搬費、養生費、足場等）がある場合も、その経費を切り分け又は按分してください。

<算出例>

① カタログ等標準価格を基にシャッター付きの価格と同等製品の高断熱窓のみの価格の按分率を算出し、見積価格に乗じて得た額を高断熱窓の費用（材料費及び工事費）とする。

※ 計算根拠となるカタログ等標準価格表もあわせて添付してください。

② 同等製品の高断熱窓のみの費用（材料費及び工事費）を別途出し、それを見積金額から控除した金額をシャッター分の費用（材料費及び工事費）とし、残りの金額を高断熱窓の費用（材料費及び工事費）とする。

4. 申請方法について

Q.401 管理組合の理事長は、管理会社の人を選任していますが、助成金の申請はできますか？

A.401

本助成金の申請は出来ません。

助成金交付申請をする管理組合の代表者は、助成対象となる集合住宅の区分所有者である必要があります。

Q.402 管理組合で申請します。助成金の振り込み先口座は管理組合理事長の個人口座でもよいですか？

A.402

管理組合や法人で申請する場合、助成金の振込先となる口座名義は、個人口座を認めておりません。必ず管理組合の口座を指定していただくようお願いします。

Q.403 既存住宅の購入とあわせて高断熱窓を導入するのですが、対象となりますか？

A.403

高断熱窓の工事契約は、本事業の交付決定後に締結していただく必要があります。住宅の購入と改修工事を一括契約する場合、交付申請する時点（契約締結前）の住宅所有者である売主が助成対象者となります。

なお、実績報告書提出時までには所有者が買主が変わる場合は、事前に「債権譲渡承認申請書（別記第 16 号様式）」を公社に提出し、承認を得ていただければ、買主に助成金を交付します。

Q.404 実施計画書等については、何を記載すればよいでしょうか？

A.404

交付要綱に定めている様式（助成交付申請書等）以外の書類（実施計画書等）については、公社のホームページで公開しているエクセルデータ等を利用してください。（交付要綱で定めている様式もホームページからダウンロードできます。）

Q.405 申請書類の提出方法を教えてください。

A.405

申請書類は、原則郵送でのご提出をお願いします。

なお、公社から申請者に対して申請書類を受領した旨の連絡は致しませんので、到着確認を希望される場合は、配達状況が確認できる方法（簡易書留等）で提出してください。

※ 申請書を手書きする場合は、必ず黒色又は青色のボールペン（熱などで消えないもの）や万年筆等で丁寧に記入してください。

Q.406 申請書が複数ある場合、1つの封筒に複数の申請書を入れて郵送してもよいですか？

A.406

同時に複数件申請する場合は、1つの封筒にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請ごとに分けて入れて下さい。またその際は、申請数と申請者名がわかる一覧表を添付して下さい。

Q.407 交付申請の審査状況について教えていただけますか？

A.407

審査状況をお伝えすることはできかねます。

審査結果につきましては、文書にて申請者に通知します。

Q.408 申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか？

A.408

公社が申請書を受け付けてから、通常、1か月から2か月程度で交付決定通知書を送付します。

ただし、申請の混雑状況や内容に不備がある場合はそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。

Q.409 契約当事者（施工業者）以外が手続代行者になることは可能でしょうか？

A.409

手続代行者は、施工業者の他、製造メーカーや設計事務所、マンション管理会社等、助成対象となる工事の契約当事者でなくても構いません。

ただし、手続代行者は申請の窓口となりますので、責任を持って申請してください。

Q.410 助成金振込先として、気を付ける点がありますか？

A.410

口座名義は、申請者と同一にしてください。

なお、定期預金口座には振込が出来ませんのでご注意ください。

Q.411 申請書に記載するガラスや窓のサイズは、どの部分を測れば良いですか？

A.411

以下の部分を採寸してください。

カバー工法・内窓取付け・外窓交換の場合 開口部（サッシ枠）の内側寸法

ガラス交換・建具交換の場合 ガラス寸法

※ ガラス寸法は、額縁に組み込まれた部分を含むガラスそのものの寸法です。

Q.412 ガラスを発注する際に採寸し直したところ、交付申請書に記載したガラスのサイズと違っていました。この場合、変更申請は必要ですか？

A.412

内容によっては、変更申請が不要となる場合があります。具体的な内容を公社へお知らせください。（助成事業の内容や助成対象経費の内訳に係わらない変更や軽微な変更については、変更申請を不要とする場合があります。）

Q.413 戸建住宅に住んでいますが、1階の窓改修を行った後、半年後に2階の窓を改修しようと思っています。その場合、2回に分けて申請しても良いですか？

A.413

同一住戸からの複数回の申請は認められません。

1階と2階の窓をまとめて改修し申請していただくか、どちらか一方のみ申請してください。

同一のマンションであっても住戸が異なる場合は、時期を分けて申請することは可能です。

<例>〇〇マンションの改修

平成 29 年度⇒101 号室

平成 30 年度⇒201 号室

Q.414 提出書類にある「納税したことを証明するもの（納税証明書等）」は、何税の証明を出せばよいですか？

A.414

次の納税証明書を提出してください。

- ・個人の方⇒ 住民税に係るもの
- ・法人の方⇒ 法人都民税に係るもの

※ 非課税の方は、非課税証明書等課税されていないことを証明する書類を提出してください。

Q.415 納税証明書は、何年度のものを提出すればよいですか？

A.415

納税証明書は、直近の1年間において未納が無いかを証明していただくために提出をお願いしています。よって、前年度分を提出してください。

Q.419 提出する登記簿は、インターネットから取得した登記情報を印刷したものでよいですか？

A.419

インターネットを利用してパソコン上の画面で登記情報が確認できる「登記情報提供サービス」により印刷した登記情報は、その情報を証明するもの(法務局の公印等)が無い場合、認められません。

※ インターネットから登記事項証明書の発行を法務局へ申請し、申請した法務局から郵送等で送られてきた登記事項証明書は提出可能です。

Q.420 管理規約は、全ページ必要ですか？

A.420

抜粋で構いません。

管理規約の表紙及び該当部分が記載されているページの写しを提出してください。

※ 複数頁に及ぶ場合は、該当箇所にマークや付箋をつける等してわかるようにしてください。(両面印刷可)

Q.421 管理規約には、管理組合への申請書を提出し、管理組合から承諾書をもらう規定になっているのですが、実際は管理組合に口頭で話をし、掲示板に工事を行う旨の掲示をしてもらうことで処理されています。申請書・承諾書は必要ですか？

A.421

管理規約に定められているため、規約どおり書面を取り交わしていただきたいのですが、管理組合から同意書をいただく等、書面による管理組合からの承認が得られれば、代わりにそれを提出してください。

なお、それも難しい場合は、掲示板に工事を行う旨を記載した掲示物に管理組合の承認印又は受付印が押印されているのであれば、掲示物の写真(掲示内容が明瞭にわかるように撮影すること)でも可とします。

Q.422 立面図が無いのですが、どうしたらよいですか？

A.422

立面図は、側面から見て改修する窓の位置や形状を確認するために必要です。手書き又は写真でも構いませんので、作成し提出してください。

※ 平面図及び費用明細書と整合がとれるように「窓番号」(ガラス交換・建具交換の

場合は「ガラス番号」もあわせて)を明記してください。

Q.423 交付申請時に施工前の写真を撮影することができないのですが、工事直前に撮影し、実績報告の際に提出してもよいですか？

A.423

諸事情により交付申請時に対象箇所の写真が提出できない場合は、提出することができない詳細理由を記入した「事由書」(公社理事長宛)を作成し、提出してください。これにより、実績報告時の提出に代えることとします。

※ 必ず、工事を行う前までに提出できなかった施工前の写真を撮影していただき、実績報告時に提出してください。なお、実績報告時にも施工前写真が提出できない場合は、代わりに「施工証明書」又は「出荷証明書」(記載内容等はQ424を参照してください)を提出してください。

Q.424 実績報告時に提出する施工後の写真が、一部の対象箇所分しか提出することができないのですが、どうしたらよいですか？

A.424

諸事情により対象箇所の一部の写真が撮影できない場合は、代わりに次の①及び②の書類を提出してください。

① 事由書(公社理事長宛)

※施工後の写真を提出することができない詳細理由を記入してください。

② 次のa. 又はb. のいずれかの書類

a. 施工証明書(公社理事長宛)

- ・高断熱窓を施工した施工業者が発行してください。
- ・以下を必ず記載してください。

宛名(公社理事長)、施工業者(名称・住所・印)、発行日、現場名、
施工完了日

b. 出荷証明書(施工業者宛) ※コピー可

- ・高断熱窓を施工業者に販売した販売業者が発行してください。
- ・以下を必ず記載してください。

宛名(施工業者)、販売業者(名称・住所・印)、発行日、納品日、
現場名、メーカー名、製品名、S I I登録型番、サイズ、枚数

ただし、a. 又はb. の証明書は、原則、本助成金の申請に関わらない第三者

が証明するものとしてください。

<例>

- ア. 手続代行者が施工業者の場合 ⇒ 出荷証明書
- イ. 手続代行者が販売業者の場合 ⇒ 施工証明書
- ウ. 手続代行者が施工業者や販売業者ではない場合
⇒ 施工証明書又は出荷証明書
- エ. 手続代行者に依頼していない場合 ⇒ 施工証明書又は出荷証明書

なお、手続代行者が施工業者と販売業者を兼ねている場合は、「施工証明書」又は生産工場が発行する「出荷証明書」のいずれかを提出してください。

※ 内容によっては公社が現地調査を行う場合があります。

(現地調査の際には住戸に入室及び写真の撮影をさせていただきますので、ご協力ください。)

5. 共同申請（リース活用）について

Q.501 高断熱窓の購入設置についてはリース契約を活用する予定です。この場合、助成金の申請を行うことはできますか？

A.501

リース契約による設置も助成金交付の対象となります。

ただしこの場合、所有者であるリース事業者が助成対象者となり助成金が交付されることとなりますが、助成金相当分をリース料から減額していただきます。

※ リース事業者による申請は、使用者との共同申請となりますので、ご注意ください。

※ リース料から助成金相当分が減額されていることを明らかにする「リース料金計算書」を提出していただきます。

※ リース期間は原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（10年）以上とすること。当該耐用年数の期間を下回る契約である場合は、リース契約の更新又はリース期間終了後に申請者へ所有権移転が行われる契約とする等、当該耐用年数の期間が終了するまでの間は、高断熱窓が維持管理されるようにしなければなりません。

Q.502 リース契約の場合、申請の主体は誰ですか？

A.502

申請の主体は、「所有者」であるリース事業者になります。

Q.503 リース後に所有権の移転は出来ますか？

A.503

リース契約期間満了後に申請者へ所有権移転が行われる契約となっていれば可能です。(所有権を移転する場合は、事業承継手続き(「助成事業承継承認申請書(別記第5号様式)」を公社に提出してください。)

※ 法定耐用年数の期間(10年)は、助成金を受けて設置された高断熱窓の維持管理をしていただく必要があります。

※ ただし、法定耐用年数の期間以上が経過した場合は、この限りではありません。

Q.504 リース期間終了後、使用者に販売のオプションはつけることができますか？

A.504

法定耐用年数の期間(10年)を上回るリース期間を終了した後であれば可能です。

Q.505 リース契約を途中解約は可能ですか？

A.505

途中解約は認めておりません。

本助成金の交付条件として、法定耐用年数の期間(10年)において、適切に管理・使用していただくこととしています。

Q.506 リース料金は、どのように算出すればいいですか？

A.506

元金(助成対象経費)から、助成金相当分を減額した金額で算出してください。

なお、助成対象高断熱窓の工事費を確認するため、リース事業者が高断熱窓を導入した際の領収書等の証明書類を提出していただきます。

6. 住宅供給事業者による申請について

Q.601 モデルハウスに高断熱窓を導入しましたが、助成対象となりますか？

A.601

モデルハウスの販売促進活動は事業使用となるため、助成対象外です。

Q.602 中古戸建住宅を販売する事業者ですが、物件に高断熱窓を導入して販売する予定です。販売業者が助成金の申請をすることは可能ですか？

A.602

申請可能です。

助成金の申請者は住宅の所有者が原則となります。よって、販売中（予定）の物件に高断熱窓を導入する場合は、販売事業者が申請してください。なお、交付申請後、実績報告書を提出する前に住宅が売れて購入者に住宅の所有権が移転する場合は、事前に債権譲渡承認申請を行い、承認を得た場合は、購入者が交付対象者となります。

7. その他

Q.701 施工業者は、東京都内の業者を選ばなければいけませんか？

A.701

高断熱窓の改修を行う施工業者は、東京都以外の業者でも構いません。

高断熱窓を設置する対象住宅は東京都内であることが要件となっていますが、申請者、共同申請者、手続代行者、施工業者の所在地は東京都内に限定していません。

Q.702 国補助のようにエネルギー計算は必要ですか？

A.702

本事業では、エネルギー計算の結果を助成要件や審査基準にしているため、不要です。